

書 き 方

- 1 この申請書は、所得税法施行規則（以下単に「規則」といいます。）第 24 条の 2 各号に掲げる資産の減価償却を取替法により行おうとする場合に提出するものです。
- 2 取替法を採用しようとする場合には、取替法を採用しようとする年の 3 月 15 日までに納税地の所轄税務署長に提出してください。
- 3 この申請書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「取替資産の名称」欄には、取替法を採用しようとする資産について規則第 24 条の 2 各号に掲げる資産の異なるものごと（当該取替資産で種類及び品質を異にするものがあるときは、その種類品質の異なるものごと）に、その名称を記載します。
 - (2) 「同上の所得税法施行規則第 24 条の 2 各号の区分」欄には、(1)の資産の規則第 24 条の 2 各号の区分を書きます。「所在する場所」欄には、(1)の資産の所在する場所の名称、路線名等を記載します。
 - (3) 「数量」、「取得価額」及び「償却後の価額」の各欄には、(1)の資産の取替法を採用しようとする年の 1 月 1 日（年の中途において事業所得を生ずべき事業を開始した場合には、その開業月日。）における数量、取得価額及び償却後の価額の合計額を記載します。
 - (4) 「2 その他参考事項」欄には、(1)の資産について 1 年間で使用に耐えきれなくなって取替える見込みの数量等取替資産について参考となるべき事項を記載します。